

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係）

計3枚（本紙を除く）

Vol.254

平成23年12月21日

厚 生 労 働 省 老 健 局

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3971)
FAX：03-3595-3670



写

老発 1221 第1号
平成23年12月21日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省老健局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第150号）」については、本日公布され、平成24年4月1日から施行されるところであるが、その趣旨及び主な内容のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に係るものについては下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例で定めることとされた。

また、都道府県が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従るべき基準」という。）
- ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
- ③ 厚生労働省令で定める基準を参考するもの（以下「参考すべき基準」という。）

とされているところである。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に定める基準につき、以下のとおり区分する（第15条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 軽費老人ホームに配置する職員及びその員数
- ・ 軽費老人ホームに係る居室の床面積
- ・ 軽費老人ホームの運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 軽費老人ホームの入所定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

第3 留意事項

(1) 「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。

(2) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。

・「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

・「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

・「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

第4 施行期日

平成24年4月1日

地方分権一括法に基づく都道府県の条例で基準を定めることとされた基準の整理について
 (軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係)
 ●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参考すべき基準」)。

●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項	
①人員配置基準 「従うべき基準」			
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第5条 第39条において準用する第5条 附則第10条において準用する第5条 附則第17条において準用する第5条第1項 第6条 第39条において準用する第6条 附則第10条において準用する第6条 附則第17条において準用する第6条 第11条 第37条 附則第6条 附則第14条	
②居室面積基準 「従うべき基準」			
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第10条第3項第1号・第4項第1号ハ・第5項第1号ハ 第36条第3項第1号・第4項第1号ハ 附則第5条第3項第1号・第4項第1号ハ 附則第13条第3項第1号・第4項第1号ハ	
③人権に直結する運営基準等 「従うべき基準」			
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第1項及び第2項 第39条において準用する第12条第1項及び第2項 附則第10条において準用する第12条第1項及び第2項 附則第17条において準用する第12条第1項及び第2項 第17条第3項・第4項 第39条において準用する第17条第3項・第4項 附則第10条において準用する第17条第3項・第4項 附則第17条において準用する第17条第3項・第4項 第29条 第39条において準用する第29条 附則第10条において準用する第29条 附則第17条において準用する第29条 第33条 第39条において準用する第33条 附則第10条において準用する第33条 附則第17条において準用する第33条	
④利用定員 「標準」			
社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第35条 附則第4条 附則第12条	